

環境配慮に関する基本方針

平成19年4月1日
平成25年12月6日一部改訂
令和3年4月1日一部改訂

環境配慮憲章に掲げる研究所の活動に伴う環境負荷の自主管理による環境配慮を徹底するため、国立研究開発法人国立環境研究所環境マネジメントシステム運営規程第11条に基づき本方針を定め、環境配慮計画等の策定の参考とする。

1 省エネルギー

エネルギーの使用の合理化に関する法律第1種エネルギー管理指定事業所として、研究所の活動に伴う環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源等の面からその負荷を率先かつ継続して軽減することを推進する。

(原則)

- 一 所内施設へのエネルギー供給の面からは、大型ボイラーの小型省エネボイラーへの更新、老朽化機器類のトップランナー製品への更新などに取り組むとともに、中央熱源の見直しを行い、個別熱源への切り替え等による省エネルギー対策を推進する。
- 二 エネルギー消費の面からは、施設の整備においては極力省エネ型のトップランナー製品等を導入する配慮をする他、実験施設の購入においても可能な限りこの方針とする。
- 三 施設の整備に当たっては、二酸化炭素排出量の大幅削減を掲げた「国立環境研究所つくば本構キャンパスマスタープラン」（平成31年3月）の理念を踏まえて実施するよう努める。
- 四 職員等は、職務を遂行するに当たり、可能な限り省エネルギーに努め、一人あたりのエネルギー消費量の低減に努める。
- 五 再生可能エネルギーを利用した電力の調達を進める。

2 廃棄物・リサイクル

循環型社会形成推進基本法の定める基本原則に則り、廃棄物及び業務に伴い副次的に得られる物品（以下、「廃棄物等」という。）の発生をできる限り抑制するとともに、廃棄物等のうち有用なもの（以下、「循環資源」という。）については、以下の原則に基づ

き、循環的な利用及び処分を推進する。

(原則)

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規程による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

特にプラスチックごみについては、以下の取組みを推進する。

- 一 研究所が主催する会議や講演会等において、原則、マイボトル等による飲料の持参を呼びかけ、飲料の提供をできるだけ控える。
- 二 飲料の提供が必要な場合は、例えば、リユース可能なカップを予め準備し、都度購入した紙パックの飲料をカップに入れて提供することにより、ワンウェイのプラスチックの使用をできるだけ控える。
なお、ワンウェイのプラスチックとは、一度だけ使用した後廃棄することが想定されるプラスチック製品を指す。具体的には、飲料用のカップ、カップの蓋、ペットボトル、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等を指す。
- 三 マイバッグの活用等により、レジ袋はもとより、ストロー、スプーン、フォークなどの不必要なワンウェイのプラスチックをできるだけ使用しない。
- 四 構内に設置している食品自動販売機のプラスチック製のレジ袋や食堂事業者から提供される弁当容器について、事業者に対し、設置・提供をしないよう協力を依頼する。
- 五 プラスチックごみはもとよりごみを廃棄する際には、リサイクル等が促進されるよう、研究所の廃棄物管理規程に従い、分別排出を徹底する。

3 化学物質のリスク管理

化学物質が環境汚染を通じて人の健康や生態系に及ぼす影響を防ぐ研究・調査を行う機関として、化学物質を、以下の原則に則り、その合成、購入、保管、使用から廃棄に至るまで適正に管理し、環境保全上の支障の未然防止と所員の安全確保を図る。

(原則)

- 一 化学物質を管理する各種法制度の規程を的確に遵守する。
- 二 化学物質の特性を十分に把握してそれに応じて適正に取り扱う。
- 三 合成、購入、保管、使用から廃棄に至るまでの化学物質の流れを的確に把握し、公表する。

4 生物多様性の保全

研究所構内の緑地等を地域の自然の一部と位置付け、職場環境としての機能・快適性・美観とのバランスを取りつつ生物多様性に配慮した緑地管理を行い、植物、動物、昆虫、鳥類等、多様な生物相の維持に努めるとともに、日常的な自然とのふれあいを通じて生物多様性の主流化を推進する。

(原則)

- 一 構内の緑地等の管理、各部署での作業等にあたっては、多様な植物の共存および鳥類・昆虫等の生活の場の確保に配慮する。
- 二 多様な生物相の維持に重点を置く区画、美観に重視を置く区画等を設定し、それぞれの目的に沿って適切な管理を行う。
- 三 林地の植栽は、地域の自然の一部であることを考慮して在来種を中心とする。